奨学金ガイド

令和７年２月現在

～ 大学等へ進学を希望している皆さんへ ～

奨学金は、あなたの進学・修学をサポートする制度です。

奨学金には、国（日本学生支援機構）や県・市町村などの地方公共団体、民間法人等や学校独自のものなど多くの制度があります。

本ガイドでは、市内在住の方が利用できる国や県及び様々な団体の主な奨学金制度をまとめました。

（茂原市奨学資金貸付制度については、別途募集案内を参考にしてください。）

自分の条件に合う奨学金を確認し、進学のための参考にしてください。

茂原市教育委員会教育総務課

目　次

大学や専門学校に進学する方が利用できる制度

日本学生支援機構奨学金 2

医師を目指す方への修学資金 8

看護職員を目指す方への修学資金 9

介護福祉士・社会福祉士を目指す方への修学資金 12

保育士を目指す方への修学資金 13

低所得世帯・ひとり親世帯の方が利用できる制度

生活福祉資金 14

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 15

国の教育ローン 16

様々な団体の奨学金制度

県外民間法人等の奨学金 17

（参考）大学生活にかかる費用 18

奨学金の種類には、原則として返還不要な「**給付型**」と、

返す必要のある「**貸与型**」があります。

奨学金の額や申し込める条件は奨学金ごとに異なります。

奨学金の種類	返還の必要性	利子
給付型	返還不要	―
貸与型	返還が必要	無利子 有利子

※貸与型の中には、条件を満たせば返還免除となる奨学金もあります。

日本学生支援機構奨学金

給付
貸与

給付奨学金

1 採用基準

学力・家計(収入・資産)の両方の基準全てを満たす人が対象になります。

学力基準 次の①・②のいずれかを満たす人

① 高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、５段階評価で **3.5 以上**

② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における**学修意欲を有する**こと

家計基準 次の①・②の両方を満たす人

① **収入基準**

区分	収入基準
第Ⅰ区分	申込者(生徒)・生計維持者(父母等)の市町村民税所得割が非課税であること 具体的には、申込者(生徒)・生計維持者(父母等)の支給額算定基準額の合計が 100 円未満であること
第Ⅱ区分	申込者(生徒)・生計維持者(父母等)の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること
第Ⅲ区分	申込者(生徒)・生計維持者(父母等)の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること
第Ⅳ区分	申込者(生徒)・生計維持者(父母等)の支給額算定基準額の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満であること

※支給額算定基準額＝(課税標準額)×6%－(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額)(100 円未満切り捨て)

② **資産基準**・・・申込者(生徒)・生計維持者(父母等)の資産額の合計が一定額未満(※)

※生計維持者が 1 人の場合：1,250 万円未満、生計維持者が 2 人の場合：2,000 万円未満

家計基準に該当するか、おおよその目安は**「進学資金シミュレーター」**により確認することができます。
https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

２ 支給月額

支給額は、世帯の所得に基づいて下表のⅠ～Ⅳの区分に分かれます。進学先、通学形態によって定められている金額が、原則毎月１回振り込まれます。

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 円	66,700 円	38,300 円	75,800 円
第Ⅱ区分	19,500 円	44,500 円	25,600 円	50,600 円
第Ⅲ区分	9,800 円	22,300 円	12,800 円	25,300 円
第Ⅳ区分 （多子世帯に限る）	7,300 円	16,700 円	9,600 円	19,000 円

※生活保護世帯で生計維持者と同居する人・児童養護施設等から通学する人、通信教育課程の人は上表の金額と異なります。

給付奨学金の支給を受ける奨学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。

制度の詳細については、文部科学省の特設サイト「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm

※国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校が対象となります。

貸与奨学金

第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)があります。

１ 採用基準

学力・家計の両方の基準を満たす人が対象になります。

学力基準

第一種　高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が５段階評価で **3.5 以上**(※)

第二種　高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等

※ 経済的に極めて困難な方には、第一種奨学金の学力基準の緩和があります。
※ 進学後に申し込む場合(在学採用)、専修学校(専門課程)の学力基準は 3.2 以上です。

家計基準

生計維持者(父母等)について、次の基準に該当すること

	家計基準
第一種奨学金	生計維持者(父母等)の貸与額算定基準額が 189,400 円以下であること
第二種奨学金	生計維持者(父母等)の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること

※貸与額算定基準額＝(課税標準額)×6%－(市町村民税調整控除額)－(多子控除)－(ひとり親控除)
－(私立自宅外控除)(100 円未満切り捨て)
※生計維持者(父母等)が 2 人を超える子どもを扶養している場合、2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除します
※ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します
※在学採用の審査において、私立の大学・短期大学・専修学校(専門課程)に在籍し、自宅外通学の場合に 22,000 円を控除します

家計基準の目安　本人(高校生)、両親、中学生の４人世帯で給与所得の場合

【第一種】収入(年額)が 803 万円以下

【第二種】収入(年額)が 1,250 万円以下

※ あくまで目安です。目安を上回っていても、控除等により基準を満たす可能性があります。

２　貸与月額

進学先、通学形態によって定められている下表の金額から選択し、原則毎月１回、卒業まで振り込まれます。

進学先 奨学金の種類等		大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
		国公立		私立		国公立		私立	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
第一種奨学金	最高月額	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
	最高月額以外の月額				50,000 円				50,000 円
			40,000 円	40,000 円	40,000 円		40,000 円	40,000 円	40,000 円
		30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円
		20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
第二種奨学金		20,000 円～ 120,000 円（10,000 円単位）							
入学時特別増額貸与		100,000 円～500,000 円（100,000 円単位）							

※給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。
※第一種奨学金の「最高月額」は、一定の家計基準を満たしている場合に選択できます。
※入学時特別増額貸与奨学金の単独利用はできません（入学後、初回１回のみの奨学金です）

３ 利子（第二種奨学金）

利率は選択した「利率の算定方法」に従って奨学金の貸与終了時に決定した利率に基づく利子が発生します。

４ 貸与奨学金の返還

貸与終了後７か月目（３月卒業の場合、同年 10 月）から口座引き落としにより返還

申込時期

予約採用	高校３年生の春頃に、在学する高校で申し込む
在学採用	進学後の春または秋頃に、進学先の学校で申し込む

多子世帯に対する大学等の授業料等無償化について

令和７年度から、多子世帯（子どもを３人以上同時に扶養している世帯）の学生に対して、所得制限なく、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金を無償（減額）とする制度です。

１ 支援対象

多子世帯（子ども３人以上を同時に扶養している世帯）

※所得制限なし

２ 支援額

区分	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	280,000 円	540,000 円	260,000 円	700,000 円
短期大学	170,000 円	390,000 円	250,000 円	620,000 円
高等専門学校	80,000 円	230,000 円	130,000 円	700,000 円
専門学校	70,000 円	170,000 円	160,000 円	590,000 円

※ 支援額には上限があるため、完全無償化する制度ではありません。

３ 申込時期

令和７年度の給付奨学金「在学採用」に、入学後、各学校で申込む

制度の詳細については、文部科学省ホームページをご覧ください。

・「令和７年度からの多子世帯の大学等の授業料等減免について（概要）」
https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt_gakushi_100001505_2.pdf

・「令和７年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係る FAQ
https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf

問い合わせ先

募集スケジュール、 申込手続に関すること	在籍する学校の奨学金担当窓口へお問い合わせください。
奨学金の貸与、給付、返還に関すること	日本学生支援機構奨学金相談センター 電話：0570-666-301(ナビダイヤル・全国共通)
日本学生支援機構 HP	https://www.jasso.go.jp/

スカラシップ・アドバイザー派遣事業

日本学生支援機構では、進学後の経済的な不安を軽減するとともに、奨学金を安心して利用していただくことを目的に、「スカラシップ・アドバイザー派遣事業」を実施しています。

この事業は、高等学校、ＰＴＡ、社会福祉関係団体等からの申込みに基づき、高校生やその保護者を主な対象とした学校行事等にアドバイザーを派遣し、奨学金や進学のための資金計画の説明を行う「奨学金等進学・修学資金ガイダンス」を開催するものです。オンライン版もありますので、ぜひご活用ください。

詳細につきましては、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html

医師を目指す方への修学資金

【返還免除条件付き】
貸与(有利子)

千葉県医師修学資金貸付制度

医学を学ぶ大学生の方を対象に、将来、千葉県で医師として働いていただくことを目的とした修学資金

※大学を卒業して医師免許を取得した後、**貸与を受けた期間の 1.5 倍の期間、知事が定める医療機関に勤務することにより、全額が返還免除**されます。

	長期支援コース		**ふるさと**医師支援コース（入学後に選抜）
	地域枠(事前選抜のみ)	**一般枠（入学後に選抜）**	
貸付対象大学	千葉大学・順天堂大学・日本医科大学・帝京大学・東邦大学	左記の 5 大学及び国際医療福祉大学・東京慈恵会医科大学	県外大学（千葉県出身者のみ）
募集対象	上記大学の**千葉県地域枠**入学試験を受験する方	上記大学の医学部生(1 年生～3 年生) ※ 例年、4 月から 7 月に公募しています	
貸付総額（6 年間貸付を受けた場合）	国公立：1,080 万円(月額 15 万円) 私　立：1,440 万円(月額 20 万円)		1,080 万円（月額 15 万円） ※国公立・私立共通
貸付期間	正規の修業期間を経過するまでの期間(原則 1 年次から 6 年次までの 6 年間)		
返還免除要件	医師免許取得後、貸付期間の 1.5 倍の期間(6 年間貸付けを受けた場合は 9 年間) 県が指定する県内の医療機関に勤務すること		
返還の猶予期間	原則 4 年間 ただし、災害、病気、出産、育児、研修(知事が別に定める研修に限る)その他正当な事由により知事が定める病院等において医師の業務に従事できないと認めたときは、4 年間に当該期間を加算		

お問い合わせはこちらまで

・千葉県健康福祉部医療整備課　医師確保・地域医療推進室

電話：043-223-3883

看護職員を目指す方への修学資金

【返還免除条件付き】
貸与(無利子)

千葉県保健師等修学資金貸付制度

保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成施設（大学・専門学校等）に在学する方のうち、将来「県内」又は「県が指定する地域」で保健師等の業務に従事しようとする方に対する**一般貸付け**と千葉県の中でも看護師等の不足が特に深刻な香取海匝、山武長生夷隅地域において、看護師等の確保を促進するため、県が指定する地域で看護職として就職を希望する方に対する**地域特別貸付け**があります。

１ 対象者

養成施設に在学中であって、将来千葉県内で保健師等の業務に従事しようとする方

※千葉県外の養成施設に在学中の方については、次のいずれかの要件を満たす必要があります

- 千葉県内に在住している方
- 入学前の１年間千葉県内に在住していた方
- 千葉県内の高校又は大学を卒業した方
- 千葉県内に２親等以内の親族が在住している方
- 千葉県内で１年以上准看護師の業務に従事していた方

２ 貸与の種類

保健師修学資金

設置主体	一般貸付け	地域特別貸付け
独立行政法人又は国立大学法人	月額 16,000 円	月額 36,000 円
地方公共団体又は地方独立行政法人	月額 16,000 円	月額 36,000 円
その他	月額 18,000 円	月額 36,000 円

助産師修学資金

設置主体	一般貸付け	地域特別貸付け
独立行政法人又は国立大学法人	月額 16,000 円	月額 36,000 円
地方公共団体又は地方独立行政法人	月額 16,000 円	月額 36,000 円
その他	月額 18,000 円	月額 36,000 円

看護師修学資金

設置主体	一般貸付け	地域特別貸付け
独立行政法人又は国立大学法人	月額 16,000 円	月額 36,000 円
地方公共団体又は地方独立行政法人	月額 16,000 円	月額 36,000 円
その他	月額 18,000 円	月額 36,000 円

准看護師修学資金

設置主体	一般貸付け	地域特別貸付け
独立行政法人又は国立大学法人	月額 7,500 円	月額 36,000 円
地方公共団体又は地方独立行政法人	月額 7,500 円	月額 36,000 円
その他	月額 10,500 円	月額 36,000 円

※特別貸付け(大学院修学資金を含む)については、平成 19 年度から貸付けを休止しています

３ 貸付期間

貸付決定年度の 4 月から正規の修学期間を経過する月まで

４ 返還免除制度

免許取得後、「県内」又は「県が指定する地域」で引き続き 5 年間、保健師等の業務に従事した場合、全額を返還免除

お問い合わせはこちらまで

・千葉県健康福祉部医療整備課　看護師確保推進室

電話：043-223-3920

公立長生病院医療技術者（看護師）修学資金貸付制度

１ 対象者

看護師の大学（養成施設）に在学中であって、将来公立長生病院に勤務しようとする方で、次の要件を満たす方

⑴ 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 21 条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した学校及び同条第 2 号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所に入学が決定し、又は在学していること。

⑵ 卒業後に公立長生病院に勤務する意思があること。

⑶ 学術優良かつ健康であること。

※在学中の方も中途で受けることができます

２ 貸与の種類

金額等 区分	貸付金	貸付期間
大学又は 4 年制の養成施設	月額 10 万円	4 年以内
短期大学又は 3 年制の養成施設	月額 5 万円	3 年以内

３ 貸付期間

医療技術者修学資金貸付申込書に記入した養成施設の 4 月から正規の修学期間を経過する月まで

４ 返還免除制度

大学（養成施設）を卒業してから 1 年 1 月以内に看護師免許を取得した後、直ちに次の期間公立長生病院に勤務したときは貸付金の返還は免除となります。

⑴ 大学又は 4 年制の養成施設に修学した方　　4 年

⑵ 短期大学又は 3 年制の養成施設に修学した方　　3 年

お問い合わせはこちらまで

・公立長生病院　総務課
電話：0475-34-2121
soumu379777@chouseihp.jp

介護福祉士・社会福祉士を目指す方への修学資金

【返還免除条件付き】
貸与(無利子)

介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付(千葉県社会福祉協議会)

1　対象者

県内に住所を有する介護福祉士及び社会福祉士養成校の学生

2　貸与条件

区分	貸与額
修学費月額	50,000 円以内/月
入学準備金	200,000 円以内(初回に限る)
就職準備金	200,000 円以内(最終回に限る)
国家試験受験対策費用	40,000 円以内
生活費加算(※1)	金額は規定の別表に定める

(※1) 生活費加算は、生活保護世帯の方又はそれに準ずる世帯の方が対象

3　返還免除

卒業後 1 年以内に介護福祉士等の登録を行い、県内の施設等で 5 年間、介護等の業務に従事することで貸付金の返還が免除されます。

お問い合わせはこちらまで

(※実務者研修受講予定の方、離職中の有資格者の方向けの貸付制度もあります)

・千葉県福祉人材センター
電話：043-306-7571

保育士を目指す方への修学資金

【返還免除条件付き】
貸与(無利子)

保育士修学資金(千葉県社会福祉協議会)

1　対象者

次のいずれかの条件に該当する方

①　県内の指定保育士養成施設に在学する方

②　県外の指定保育士養成施設に在学する方で県内に住所を有する方

2　貸与条件

区分	貸与額
修学費月額	5 万円以内(総額 120 万円以内)
入学準備金	20 万円以内
就職準備金	20 万円以内

3　貸付期間

指定保育士養成施設に在籍する期間

4　返還免除

指定保育士養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士として登録後、千葉県内の保育所等で保育士業務に継続して 5 年間従事した場合、返還免除

お問い合わせはこちらまで

(保育士資格を有する方の就職を支援する貸付制度もあります)

・社会福祉法人　千葉県社会福祉協議会　　電話：043-306-7572

・社会福祉法人　千葉市社会福祉協議会　　電話：043-209-8884

生活福祉資金

貸与
(無利子)

教育支援資金(千葉県社会福祉協議会)

「教育支援資金」は、生活福祉資金の中の一資金です。資金を貸付することにより、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。

原則として、修学する本人を借受人、世帯の生計中心者を連帯借受人として貸付を行います。

1　貸付対象世帯

低所得世帯であること

2 貸付内容

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校(高等課程・専門課程)が対象となります。また、未払いの費用のみ貸付対象とします。

資金費目	具体的な使途	貸付上限額
教育支援費	・学校教育法に規定する高専、短大、大学、専修学校の授業料等に必要な経費 ・授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費	・短大、専門学校、高等専門学校 60,000 円/月 ・大学　65,000 円/月
就学支度費	・学校教育法に規定する高専、短大、大学、専修学校の入学時に必要な経費 ・入学金等で入学時に納入する経費 ・制服、靴、体操着等で学校の指定により入学時に一括購入が必要な物	500,000 円

- **貸付期間**　貸付申請の月から卒業月まで
- **返済方法**　卒業後、6 か月の据置期間を経て、原則 10 年以内に償還
- **連帯借受人**　資金使用者(修学者等)の世帯の生計中心者(両親等)
- **利率（利子）**　無利子
- **申込先**　お住まいの市町村の社会福祉協議会

お問い合わせはこちらまで

- 社会福祉法人　千葉県社会福祉協議会　電話：043-245-1551
- 社会福祉法人　茂原市社会福祉協議会　電話：0475-23-1969

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

貸与
（無利子）

１　対象等

母子家庭、父子家庭や寡婦の方、父母のいない児童

２ 貸付内容

区 分	用 途	貸与期間	返 済
修学資金	高校、高専、短大、大学、大学院、専修学校に就学させるための授業料、書籍代、通学費等	修学期間	卒業後６か月据置きし、 （国公立の場合）借りた期間の３倍 （私立の場合）借りた期間の４倍
就学支度資金	就学、修業するために必要な入学金、被服等の購入に必要な資金		卒業後６か月据置きし、 同時貸付の修学資金と同じ期間

３ 貸付限度額

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">区 分</th><th colspan="4">修学資金（円）【月額】</th><th colspan="4">就学支度資金（円）</th></tr>
<tr><th colspan="2">国 公 立</th><th colspan="2">私　　立</th><th colspan="2">国 公 立</th><th colspan="2">私　　立</th></tr>
<tr><th>自宅</th><th>自宅外</th><th>自宅</th><th>自宅外</th><th>自宅</th><th>自宅外</th><th>自宅</th><th>自宅外</th></tr>
<tr><td colspan="2">高校</td><td rowspan="2">27,000</td><td rowspan="2">34,500</td><td rowspan="2">45,000</td><td rowspan="2">52,500</td><td rowspan="4">150,000</td><td rowspan="4">160,000</td><td rowspan="4">410,000</td><td rowspan="4">420,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">専修（高等課程）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高専</td><td>1～3 年</td><td>31,500</td><td>33,750</td><td>48,000</td><td>52,500</td></tr>
<tr><td>4～5 年</td><td>67,500</td><td>76,500</td><td>98,500</td><td>115,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">専修（専門課程）</td><td>67,500</td><td>78,000</td><td>89,000</td><td>126,500</td><td rowspan="3">410,000</td><td rowspan="3">420,000</td><td rowspan="3">580,000</td><td rowspan="3">590,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">短大</td><td>67,500</td><td>96,500</td><td>93,500</td><td>131,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学</td><td>71,000</td><td>108,500</td><td>108,500</td><td>146,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学院（修士課程）</td><td colspan="4">132,000</td><td colspan="2" rowspan="2">380,000</td><td colspan="2" rowspan="2">590,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学院（博士課程）</td><td colspan="4">183,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">専修（一般課程）</td><td colspan="4">54,000</td><td>150,000</td><td>160,000</td><td>410,000</td><td>420,000</td></tr>
</table>

※毎年４月に額の改定があります。

お問い合わせはこちらまで　（お住まいの市町村のひとり親家庭福祉担当課）

・茂原市福祉部子育て支援課

電話：0475-20-1573

国の教育ローン(日本政策金融公庫)

貸与
(有利子)

1 利用資格

(1) 大学、大学院、短期大学、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等学校等に入学・在学する方の保護者

(2) 世帯の年間収入(所得)が一定以下であること

2 融資の概要

融資限度額	学生・生徒１人につき **350 万円以内(有利子)**
使途	学校納付金(入学金、授業料など)、受験費用、入在学のための住居費用(敷金、家賃など)、教科書代、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など
申込期限	随時
返済	

期間	18 年以内
据置期間	在学期間内は元金の据置が可能
保証	(公財)教育資金融資保証基金※または連帯保証人 ※(公財)教育資金融資保証基金とは保証人に代わって融資の保証をする機関です。

お問い合わせはこちらまで

・教育ローンコールセンター
(受付時間 平日 9：00～19：00)
ナビダイヤル 0570-008656 または 03-5321-8656

・千葉県内支店ナビダイヤル

千葉支店	0570-037502	船橋支店	0570-039512
館山支店	0570-037524	松戸支店	0570-037762

詳しくは日本政策金融公庫ホームページをご確認ください。
https://www.jfc.go.jp/

県外民間法人等の奨学金

・制度の詳細については、各団体にお問い合わせください。

※「対象の学校」の「高校」には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校の 1～3 年生、専修学校高等課程を含む場合があります。

団体名	対象者等	貸与・給付	※対象の学校	金額	問合せ先
一般財団法人 あしなが育英会	・保護者等が病気・ 災害・自死などで死亡もしくは障害を負っていて経済的な援助を必要としている家庭の子 ・その他育英会の定める要件を満たしていること	貸与	大学 短大	月額 40,000 円 もしくは 月額 50,000 円 ◆私立大学入学時一金：あり ※予約採用者のみ利用可能	東京都千代田区 平河町 2-7-5 砂防会館 4 階 0120-77-8565 03-3221-0888
			専修 各種	月額 40,000 円	
		給付・貸与（一時金）	高校	月額 30,000 円（給付） ◆私立高校入学時一時金：あり（貸与） ※予約採用者のみ利用可能	
公益財団法人 交通遺児育英会	・保護者等が道路における交通事故によって死亡又は重い後遺障害のため経済的に修学が困難な 25 歳までの者 ・その他法人の定める要件を満たしていること	貸与・給付	大学 専修	月額 40,000 円、50,000 円、60,000 円から選択 （うち 20,000 円は給付） ◆入学時一時金：あり	東京都千代田区 平河町 2-6-1 平河町ビル 3F 0120-521-286 03-3556-0773
			高校	月額 20,000 円、30,000 円、40,000 円から選択 （うち 10,000 円は給付） ◆入学時一時金：あり	
公益社団法人 みちのく未来基金	・東日本大震災で両親又はいずれかの親を亡くしていて経済的な援助を必要としている 20 歳までの者	給付	大学 短大 専修	入学金及び授業料全額 （年間上限 3,000,000 円）	宮城県仙台市青葉区五橋 2-4-1 エクセルジオ五橋 5 階 022-724-7645

進学費用って、
どれくらいかかるの？

進学のためにどれだけの費用がかかるか、などの調査結果が公表されています。

あくまでも一例ですが、家庭内で資金面の手だてなどを相談・工夫される際の参考としてください。

入学までに支払う費用

【入学先別にみた入学費用の内訳（１人あたり）】　（単位：円）

	大 学	短期大学	高専・専修・各種学校
入学費用	811,000	730,000	502,000
学校納付金（入学金、寄附金、学校債等）	403,000	381,000	279,000
受験費用（受験料、交通費、宿泊費等）	303,000	248,000	178,000
入学しなかった学校への納付金	105,000	101,000	45,000

※日本政策金融公庫「令和３年度 教育費負担の実態調査結果（令和３年 10 月調査）」より

在学中に支払う費用

【全国の大学・昼間部の１年間の学生生活費】　（単位：円）

	国立大学	公立大学	私立大学	平 均
自 宅	1,082,600	998,900	1,731,800	1,642,700
学 寮	1,297,900	1,390,900	2,021,100	1,839,600
下宿、アパート、その他	1,681,800	1,583,400	2,403,800	2,124,000
平 均	1,460,500	1,336,400	1,939,600	1,824,700

※授業料を含む

※日本学生支援機構「令和４年度 学生生活調査結果（令和４年 11 月調査）」より

◎奨学金の準備はお早めに！

●機関によって募集時期が決まっています。

必要に迫られた時に調べても募集時期が終わっていることがありますので、制度の下調べは早めにしておきましょう。

●振込時期に注意！

・奨学金の振込時期は機関によって決まっています。
・必要なタイミングで振り込まれない場合もありますので、事前によく確認したうえで、つなぎ資金の算段を立てておきましょう。

◎貸与型奨学金で知っておいてほしいポイント

●貸与型奨学金は**将来、奨学生自身が返還**しなければなりません。

「もらう」ものではなく「借りる」ものです。借りた額が多くなれば返還額も多くなります。奨学金の必要性についてよく考えたうえで申し込みましょう。

●奨学金の返還は学校卒業後（貸与終了後）から始まります。

返還された奨学金は次の世代の奨学資金として使われます。

返還が難しい場合は、必ず貸与者へ連絡しましょう。

■一定の要件に該当すると、返還の猶予を受けられる場合があります。また、所得に応じた返還プランを相談できる場合もあります。

■返還が滞ると、一括返還を求められたり、（連帯）保証人に返還の催告がされたりします。また、法的措置がとられることもあります。

※特定の要件を満たせば、返還の免除を受けられる場合があります。